

信濃町地域公共交通総合連携計画の修正点について

第6回信濃町地域公共交通協議会および住民説明会等のご意見及び、事務局での各種調整を踏まえ、以下のとおり連携計画の修正を行いました。

No.	頁	修正前	頁	修正後
1	p22	<p>第3章 地域公共交通総合連携計画の基本的な考え方</p> <p>3-4 基本方針に基づき立案する事業</p> <p>(1) 地域公共交通の運項及び運行関連事業</p> <p>小中高校生の通学と通勤を確保するため定時定路線の検討と運行</p> <p>なお、地域公共交通でカバーすることができない地域については、スクールバスでの対応も検討します。</p>	p23	<p>[修正理由]</p> <p>事業者との打ち合わせの中で運行にあたり変更が必要なため。</p> <p>(修正内容)</p> <p>小中高校生の通学と通勤を確保するため定時定路線等の検討と運行</p> <p>また、定時定路線を基本としつつ、需要量や地域特性に応じて、区域運行やスクールバスの運行等、他の運行方法も検討し、小中高校生の通学や通勤の移動を確保する最適な交通体系を構築します。</p>
2	p24	<p>(2) 地域公共交通の利用促進事業</p> <p>高校生に対する意識啓発</p> <p>具体的には、中学生と保護者を対象に～</p>	p24	<p>[修正理由]</p> <p>より具体的な標記に変更した。</p> <p>(修正内容)</p> <p>具体的には、中学を卒業する人とその保護者を対象に～</p>
3	p28	<p>3-5 対象者ごとの詳細なサービス水準と運行イメージ</p> <p>観光客へのサービス水準</p> <p>目的地：町内各地</p>	p28	<p>[修正理由]</p> <p>より具体的な標記に変更した。</p> <p>(修正内容)</p> <p>目的地：公共交通を利用して行ける主要観光地</p>

4	p32	<p>時間帯別の便数とダイヤイメージ</p> <p>表 3-6 時間帯別の便数と運行日</p> <p>運行時間：15 時台～18 時台</p> <p>運行本数：<u>4便程度</u></p>	p32	<p>[修正理由]</p> <p>事業者との打ち合わせの中で運行にあたり変更が必要なため。</p> <p>(修正内容)</p> <p>運行本数：<u>3便程度</u></p>
5	p32	<p>時間帯別の便数とダイヤイメージ</p> <p>表 3-6 時間帯別の便数と運行日</p> <p>なし</p>	p32	<p>[新規追加理由]</p> <p>事業者との打ち合わせの中で運行にあたり変更が必要なため。</p> <p>(新規追加内容)</p> <p>運行時間：<u>19 時台</u></p> <p>運行形態：<u>デマンド運行</u></p> <p>運行本数：<u>1 本</u></p> <p>主な利用目的：<u>通勤・通学(部活)の帰宅用</u></p> <p>運行日：<u>平日</u></p>

5 p32 時間帯別の便数とダイヤイメージ

図 3-8 ダイヤイメージ

p32 [修正理由]

事業者との打ち合わせの中で運行にあたり変更が必要のため。

(修正内容)

19時台の定時定路線運行をデマンド運行に変更

6 p35 第4章 事業及び事業実施主体

4-1 地域公共交通の運行及び運行関連事業

(2) デマンド運行事業 表 4-3 デマンド運行の概要

項目：運行本数

運行本数：日中、行き2便、帰り2便程度の外出機会を創出

p35 [修正理由]

事業者との打ち合わせの中で運行にあたり変更が必要のため

(修正内容)

運行本数：日中、行き2便、帰り2便程度の外出機会を創出

夜1便程度

7 p36 4-2 地域公共交通の利用促進事業の事業主体

高校生に対する意識啓発

中学生と保護者に対する公共交通教室を～

[修正理由]

No2と同じ。

(修正内容)

中学生を卒業する人とその保護者に対する～